

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について（その1）	P1
【コラム】確定給付企業年金における特別掛金の設定について	P6

法令改正に伴う確定給付企業年金の規約変更について（その1）

1. はじめに

2016（平成28）年6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第66号）は、施行期日が全部で4段階に分かれています。最終の施行期日となる「公布日（2016年6月3日）から2年以内で政令で定める日」から施行される内容には、脱退一時金相当額の移換対象者の拡大など、確定給付企業年金（DB）の規約に影響を及ぼすものも含まれています。

確定拠出年金法の改正に限らず、DBの規約に影響を及ぼす法令改正は、過去に何度も実施されています。規約で引用する法令は、確定給付企業年金法（DB法）および関連政省令だけでなく、育児・介護休業法など、一見すると企業年金とは無関係と考えられる法令等にも多岐に及んでいます。そこで今回は、DB規約に影響を及ぼした過去の法令改正について整理し、今月号と来月号の2回に分けてご案内いたします。

2. DB規約に影響を及ぼした主要な法令改正について

2002（平成14）年4月1日のDB法の施行以降、DB規約に影響を及ぼした主要な法令改正をまとめると、図表1の通りとなります。本稿では、図表1に沿って、法令改正の概要、DB制度運営への影響および当該改正に係る規約変更例について解説いたします。

なお、規約変更例は、規約型DBにおける事例を記載しています。また、規約変更に係る手続きについては法改正当時の確認内容を記載しており、その後の法改正により変更となっている場合がある旨あらかじめご承知おきください。

(1) 企業年金のポータビリティの拡充（施行期日：2005（平成17）年10月1日）

▼法令改正の概要

雇用の流動化が進む中、転職等の際に企業年金に積み立てていた年金資産を転職先に持ち運ぶことができるか（＝ポータビリティがあるか）どうかはクローズアップされていました。年金資産を転職先に持ち運ぶことができれば、細切れに一時金を貰うのではなく、働いていたすべての期間を通算した年金を貰えるため、老後の所得保障がより図られるわけです。

企業年金にはポータビリティの仕組みは以前からありましたが、本法改正により更なる拡充が図られ、新たなポータビリティの形態として「脱退一時金相当額の移換」という選択肢が追加されたことにより、個人単位でのポータビリティが確保されることになりました。併せて、「給付の支給に関する権利義務の移転」や「企業年金連合会による年金通算措置」に関する規制緩和も行われました。

▼DB制度運営への影響

資格喪失者（中途脱退者）について、企業年金制度間で脱退一時金相当額の移換を行うことができるようになりました。後述の通り、「移換元（移転側）としての立場（＝出し手）」としての脱退一時金相当額の移換は必須でしたが、「移換先（承継側）としての立場（＝受け手）」としての脱退一時金相当額の受換

＜図表 1＞過去の法改正の概要

No.	施行期日	主な改正内容	改正(施行)された主な法令
(1)	2005年10月1日	企業年金のポータビリティの拡充	国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)
(2)	2007年9月30日	証券取引法から金融商品取引法への改編	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第66号)
(3)	2008年9月11日	分割・権利義務移転を行う場合の資産分割方法	厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第141号)
(4)	2010年6月30日	育児・介護休業法の改正	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成21年法律第65号)
(5)	2011年8月10日	年金確保支援法の制定	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年法律第93号)
(6)	2012年1月31日	非継続基準の見直し	確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)
(7)	2014年4月1日	厚生年金基金制度の見直し	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)
(8)	2015年10月1日	被用者年金制度の一元化	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)
(9)	2016年1月1日	マイナンバー制度の導入	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
(10)	2016年4月1日	地方自治法の改正	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成27年厚生労働省令第168号)
(11)	2016年4月1日	農業協同組合法の改正	農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成28年政令第27号)
(12)	2016年4月8日	実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し	確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第90号)
(13)	2016年7月1日	脱退一時金相当額を移換する場合の申出要件の緩和	確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)
(14)	2017年1月1日	育児・介護休業法の改正	雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)
(15)	2017年1月1日	リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の導入 運用の基本方針に関する加入者の意見聴取の取扱い	確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第375号) 確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第175号)

※(6)～(15)については次号(2017年9月号)で解説する予定。

は任意でしたので、事業主等は、少なくとも「他制度への移換」の事務を行うことが必要となりました。また、事業主等は、中途脱退者が発生したとき、すみやかに説明資料を配布する等の方法により、中途脱退者が有する選択肢や移換申出期限等、法令で必要とされた事項を説明することも必要となります。

▼関連する行政通知、事務連絡

- ・企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について(平成17年7月5日年企発第0705001号)
- ・確定給付企業年金の規約例の一部改正について(平成17年10月1日厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長から地方厚生(支)局社会保険課確定給付企業年金担当者あて事務連絡)

▼規約の変更

必須

▼規約変更に係る手続き

- ・行政宛手続き：承認(認可)申請
- ・内部手続き：【規約型】労使合意要、【基金型】代議員会の議決要

▼規約の主な変更箇所

「脱退一時金相当額の移換」と「権利義務の移転・承継」のそれぞれにおいて、「移換元（移転側）としての立場（＝出し手）」「移換先（承継側）としての立場（＝受け手）」で検討する必要がありました。このうち、出し手の立場としての脱退一時金相当額の移換が必須となりましたので、他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換等に係る条文を追加する必要が生じました。

<規約変更例>

変 更 後	変 更 前
<p><u>(中途脱退者の選択)</u> 第●条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者（第●条第●号に該当する者をいう。以下同じ。）に対し、本制度の加入者の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。 <u>(1)～(3) (略)</u> 2・3 (略)</p>	(新設)
<p><u>(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)</u> 第●条 本制度の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本制度から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。 2～4 (略)</p>	(新設)
<p><u>(加入者への説明)</u> 第●条 本制度の事業主は、従業員が加入者の資格を取得したとき又は加入者の資格を喪失したときは、第●条から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき、当該従業員に対して説明しなければならない。</p>	(新設)

※規約型企業年金規約例(平成17年10月1日事務連絡)を参考にした変更例。

(2) 証券取引法から金融商品取引法への改編（施行期日：2007(平成19)年9月30日）

▼法令改正の概要

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、証券取引法が金融商品取引法に全面改正されるとともに、DB法第4条第3号に規定する「投資一任契約」の定義が以下のように改正されました。

改正前	投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結した投資顧問業者
改正後	投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号口に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結した金融商品取引業者

▼DB 制度運営への影響

法改正に伴い規約で引用している文言の変更ですので、DB 制度運営への影響はありません。

▼規約の変更

必須

▼規約変更に係る手続き

- ・行政宛手続き：届出不要
- ・内部手続き：【規約型】労使合意要、【基金型】代議員会の議決要、理事長専決可

▼規約の主な変更箇所

資産管理運用契約に係る条文等で引用している「投資顧問業者」を、「金融商品取引業者」に変更する必要が生じました。

<規約変更例>

変 更 後	変 更 前
(資産管理運用契約) 第●条(略) 2 事業主は、前項に規定する信託契約に係る信託財産の運用に関して、 <u>金融商品取引業者と投資一任契約を締結できるものとする。～以下略～</u> 3～6 (略)	(資産管理運用契約) 第●条(略) 2 事業主は、前項に規定する信託契約に係る信託財産の運用に関して、 <u>投資顧問業者と投資一任契約を締結できるものとする。～以下略～</u> 3～6 (略)

※規約型企業年金規約例(平成17年10月1日事務連絡)を参考にした変更例。

(3) 分割・権利義務移転を行う場合の資産分割方法 (施行期日:2008(平成20)年9月11日)

▼法令改正の概要

確定給付企業年金法施行規則が改正され、複数の事業所で実施している規約型DBや基金型DBの分割・権利義務移転を行う場合の資産分割方法について、あらかじめ規約に定めることが必要となりました。

▼DB制度運営への影響

規約型DBや基金型DBを分割する場合や権利義務の移転を行う場合は、規約の定めにより積立金の額を分割します。このため、遅くとも分割時または権利義務移転時には資産分割方法が規約に定められている必要があります。

▼関連する行政通知、事務連絡

確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号)

▼規約の変更

任意(複数の事業所で実施している規約型DBや基金型DBは必須)

▼規約変更に係る手続き

- ・行政宛手続き:承認(認可)申請
- ・内部手続き:【規約型】労使合意要、【基金型】代議員会の議決要

▼規約の主な変更箇所

分割時または権利義務移転時の資産分割に係る条文を新たに規定する必要が生じました。

<規約変更例>

変 更 後	変 更 前
(分割時又は権利義務移転時の資産分割) 第●条 事業主が、次の各号に掲げる分割又は権利義務移転(以下この条において「権利義務移転等」という。)のいずれかを行う場合にあっては、本制度の資産管理運用機関は、本制度の積立金のうち、当該権利義務移転等を行う者に係る積立金の額を移換するものとする。 <u>(1)～(3)(略)</u> 2 (略)	(新設)

(4) 育児・介護休業法の改正 (施行期日:2010(平成22)年6月30日)

▼法令改正の概要

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)の改正により、父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(法改正前は1歳)までの間に、1年間育児休業を取得すること(パパ・ママ育休プラス)や、出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、育児休業を再度取得すること等が可能となりました。

▼DB 制度運営への影響

育児休業期間や退職期間を加入者期間に含めている DB 制度では影響はありませんが、育児休業期間を加入者期間から除外して給付額の計算を行う DB 制度では、何らかの影響が生じる場合があります。育児・介護休業法の改正内容に沿って育児・介護休業に関する規程等を整備し、法改正により新たに育児休業の対象となる方が発生する場合等には、留意が必要です。

▼規約の変更

任意（後述「▼規約の主な変更箇所」に記載の DB 制度等の場合は、必須）

▼規約変更に係る手続き

- ・行政宛手続き：承認（認可）申請（規約上の文言修正のみの場合は、届出）
- ・内部手続き：【規約型】労使合意要、【基金型】代議員会の議決要、理事長専決不可

▼規約の主な変更箇所

加入者期間に係る条文等で、育児休業期間を給付の額の算定の基礎となる期間に算入しない（ポイント制の場合はポイント付与の対象としない）こととしている場合等は、実施事業所の育児・介護休業に関する規程等を引用しているケースが多いため、当該規程等の有効日（「平成●年●月●日現在において効力を有する育児・介護休業規程」等の「平成●年●月●日」の部分）を変更する必要が生じました。

<規約変更例>

変 更 後	変 更 前
(加入者期間) 第●条（略） 2 前項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間（以下「給付額算定用加入者期間」という。）は、前項の加入者期間から、次の各号に定める期間を控除した期間とする。 (1) （略） (2) 実施事業所の育児・介護休業規程（平成▼年▼月▼日現在において効力を有する育児・介護休業規程をいう。）～以下略～	(加入者期間) 第●条（略） 2 前項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる期間（以下「給付額算定用加入者期間」という。）は、前項の加入者期間から、次の各号に定める期間を控除した期間とする。 (1) （略） (2) 実施事業所の育児・介護休業規程（平成●年●月●日現在において効力を有する育児・介護休業規程をいう。）～以下略～

(5) 年金確保支援法の制定（施行期日：2011（平成 23）年 8 月 10 日）

▼法令改正の概要

①実施事業所の減少に係る掛金一括拠出要件の拡充

従前より実施事業所の減少に伴って、他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合には、減少事業所の事業主がこの増加相当額について一括拠出を行うことになっていました。法改正後は、実施事業所の分割または事業譲渡による事業の全部または一部の承継により他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合も一括拠出を行うことが必須となりました。また、DB の加入者数が減少することにより他の実施事業所の事業主の掛金が増加する場合として規約に定めた場合も、一括拠出を行うことができるようになりました。

②情報収集等業務の企業年金連合会への委託

企業年金の未請求者対策を推進するため、企業年金連合会を通じて住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）から加入者等の住所や生存の事実等の情報を取得することが可能となりました。

▼DB 制度運営への影響

従前の「実施事業所が減少する場合」に加え、「分割や事業譲渡による事業の全部または一部の承継による場合」も一括拠出を行うことが必須となり、将来給付に必要な掛金負担を実施事業所間で公平に分担することが一層図られることとなりました。

▼関連する行政通知、事務連絡

- ・「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」及び「厚生年金基金規則及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（平成 23 年 8 月 10 日年発 0810 第 4 号）

- ・住民基本台帳ネットワークシステムからの情報提供に伴う規約の変更について（平成 25 年 1 月 9 日 厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課から地方厚生（支）局保険年金（年金）課あて事務連絡）

▼規約の変更

改正内容①は任意（複数の事業所で実施している規約型 DB や基金型 DB は必須で実際の事案が発生するまでに規約変更を行う必要あり）、改正内容②は任意

▼規約変更に係る手続き

改正内容①	<ul style="list-style-type: none"> ・行政宛手続き：届出 ・内部手続き：【規約型】労使合意要、【基金型】代議員会の議決要、理事長専決不可
改正内容②	<ul style="list-style-type: none"> ・行政宛手続き：届出不要（現況届に関する条文も変更する場合は承認（認可）申請） ・内部手続き：【規約型】労使合意不要（現況届に関する条文も変更する場合は要） 【基金型】代議員会の議決要、理事長専決可

▼規約の主な変更箇所

改正内容①は、実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出に係る条文を変更する必要が生じました。改正内容②は、業務の委託に係る条文に、「企業年金連合会に委託して加入者等について住基ネットからの住所等の情報提供を受ける」旨の規定を新たに追加する必要が生じました。

<規約変更例(改正内容①)>

変 更 後	変 更 前
（実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出） 第●条（略） 2 <u>前項の規定による掛金のほか、本制度の実施事業所に使用される加入者の数が減少する場合において、次項各号のいずれかに掲げる事由に該当し、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、～中略～掛金として一括して拠出しなければならない。</u> （1）・（2）（略） 3 <u>前項の事由は、次の各号に掲げる事由とする。</u> （1） <u>実施事業所の事業主が、分割を行い、当該実施事業所に使用される加入者の一部を他の実施事業所以外の事業所に転籍させることにより、本制度の加入者が加入者の資格を喪失する場合</u> （2） <u>実施事業所の事業主が、事業の譲渡を行い、当該実施事業所に使用される加入者の一部を他の実施事業所以外の事業所に転籍させることにより、本制度の加入者が加入者の資格を喪失する場合</u> 4 （略）	（実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出） 第●条（略） 2 （略）

<規約変更例(改正内容②)>

変 更 後	変 更 前
（業務の委託） 第●条（略） 2（略） 3 <u>事業主は、前 2 項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。</u>	（業務の委託） 第●条（略） 2（略）

※次号に続く

（年金業務部 年金信託室 申請・契約グループ 林 慶子）

確定給付企業年金における特別掛金の設定について

第 83 回のコラムのテーマは、確定給付企業年金（DB）における「特別掛金の設定」に関する、ある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

A さん：近々、DB の財政再計算の説明のため、顧客である C 社を訪問することになりました。ただ、「特別掛金」について理解できているか少し不安なので、改めてご指導いただけませんか？

B 課長：昨年（2016 年）の法令改正で「リスク対応掛金」の導入が可能になり、DB の掛金の種類がさらに増えたね。また、リスク対応掛金の設定には特別掛金の設定方法も関わってくるし、そうした意味でも特別掛金についておさらいしておくのは良い機会かも知れないね。まず最初に聞くけど、そもそも特別掛金とはどのような掛金だったろうか？

A さん：特別掛金とは、制度発足時における加入者の過去の勤務期間に対応する給付の債務や、年金制度の基礎率（脱退率、昇給率、予定利率等）の見込みと実績のズレ等によって生じる積立不足である、過去勤務債務（PSL：Past Service Liability）を償却するために拠出する掛金です。したがって、PSL が存在している DB 制度では、特別掛金を設定することになります。

B 課長：うむ、その通りだよ。C 社の DB 制度は、今回の財政再計算の時点で、未償却の PSL がまだ残っているからね。では次に、法令で定められた特別掛金の拠出方法には、どのようなものがあったかな？

A さん：はい。特別掛金は、主に次の 3 つの償却方法によって設定することができます。

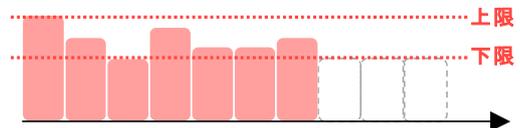
元利均等償却

- 3年から20年までの範囲の予め定めた期間で均等額を拠出
- 当初5年間に限り段階的に額を引き上げることが可能



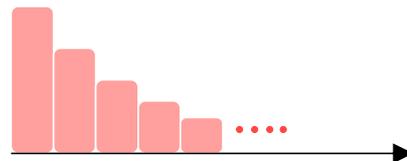
弾力償却

- 毎事業年度の掛金額を上下限の範囲内で規約に定める



定率償却

- 残額の一定割合（15～50%）として規約に定める額を拠出
- 残額が標準掛金の額以下となるときは全額拠出可能



B 課長：そうだね。

A さん：ところで、以前から気になっていたのですが、償却方法の選択によって拠出総額に差が出たりするものなのでしょうか？

B 課長：良い質問だね。「拠出総額」という点でいえば、答えはイエスだよ。制度が予定通りに推移すれば、PSL は予定利率で増加していくはずだから、早期に償却を進めた方が特別掛金の拠出総額は少なくなるね。ただし、理論上は、どの償却方法を採用しても、拠出する特別掛金の現在価値（特別掛金収入現価）は同じになるんだ。割引計算や現在価値については、企業年金ノート 2017 年 6 月号（No.590）のコラムでも取り上げられているよ。

A さん：この度訪問する C 社は、特別掛金の拠出に「元利均等償却」を採用していますが、現在業績も堅調であり、年金財政の健全性を鑑みて、余裕のあるうちに掛金を多めに拠出しておきたいとの要望をお伺いしています。

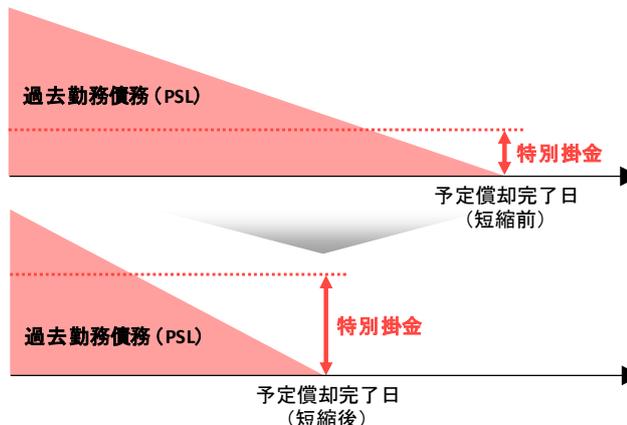
B 課長：それならば、法令で定められた範囲で PSL の予定償却期間を短縮する提案をするとよいかも知れないね。

A さ ん：大まかに言えば、住宅ローンの繰り上げ返済みたいなイメージでしょうか。

B 課 長：そうだね。ただし、PSL の償却期間は一度短縮してしまうと、次回再計算時に新たな PSL が発生しない限りは再度延長することが認められていないので、その点は注意が必要だね。

A さ ん：分かりました。

PSLの償却期間の短縮(イメージ)



B 課 長：また、年金財政の安定を図りたいというニーズがあれば、まずは「償却期間の短縮」や「予定利率の見直し」を検討することが望ましいんだけど、これらの施策を既に実施している場合は、例えば「リスク対応掛金の導入」を提案すると良いかも知れないね。

A さ ん：実をいいますと、前回のC社訪問時に、先方担当者がリスク対応掛金に興味を示していたと先輩より聞いていました。リスク対応掛金の設定方法については、どのようなイメージを持てばよいでしょうか？

B 課 長：まず、特別掛金が過去の積立不足 (PSL) を償却するのが目的なのに対し、リスク対応掛金は「将来のリスクに備える」ものなんだ。具体的には、20年程度に1度の損失にも耐えうる基準として「財政悪化リスク相当額」を算定し、その範囲内で実際に拠出する水準である「リスク対応額」を労使合意により設定するんだ。

A さ ん：将来の積立不足を償却するイメージなんですね。

B 課 長：そうだね。だから、積立不足の償却という点では特別掛金と同じ考え方ができるよ。リスク対応掛金の拠出に用いることができる方法も、細かい差異はあるけれど、基本的には特別掛金の場合と同じ方法になっているね。

A さ ん：リスク対応掛金の設定方法は、特別掛金の知識があれば理解しやすい点も多いですね。

B 課 長：そういうことだね。ただし、リスク対応掛金の拠出期間には、より緊急性が高い特別掛金の償却期間よりも長い期間を定める必要があることや、一度設定したリスク対応掛金は大きな事情変更がない限り原則として変更できない点には注意が必要だね。リスク対応掛金については、企業年金ノート2017年1月号 (No.585) および2016年9月号 (No.581) で詳しく解説されているよ。

A さ ん：分かりました。リスク対応掛金には、特別掛金との性質の違いだけでなくリスク対応掛金特有の制約がある点にも注意しながら、お客さまに最適な提案ができるよう頑張ります。

B 課 長：良い提案ができるよう、頑張ってるね。期待しているよ。

(年金業務部 年金信託室 申請・契約グループ 浦東 利久)

企業年金ノート 2017(平成29)年8月号 No.592

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>